ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第39号　2015/11/4

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】カジノ(産業)の本質と研究に欠けるもの／ギャンブルKeyWord／民営賭博と公営賭博／日本のギャンブル事業の欠陥／富くじオンブズ考①富くじと詐欺②突富考③富くじ関係カタカナ語解説／妄言！？～谷岡一郎氏発言～／コラム：船上クルーズのカジノ、国定忠治の辞世、賭博とカルタ、「適度に楽しむパチスロ」で「存分にお愉しみ下さい」、ガンジーの箴言／ギャンブル雑学　ギャンブルの分類／書籍紹介／「公認」ギャンブル依存カルタ／事務局だより（裁判情報、奈良競輪問題）

カジノ（産業）の本質と研究に欠けるもの

弁護士　井　上　善　雄

１．カジノ（産業）については、社会経済的見地、法学的見地、犯罪学的見地、心理学的見地、病的ギャンブルへの医学的見地等さまざまな立場からの検討が求められている。しかし、どの立場･見地からもまだ研究は浅く不十分である。

ギャンブルは無規則、無政府状況での賭博から始まり、その弊害のための取締りであっても今日まで真面目に検討されることも少なかった。賭博や麻薬は19世紀に刑法での禁止が始まっているが、20世紀に入って酒・タバコは税収目的で規制が強化された。日本では、1945年以降は特に薬物の規制が強化された。しかし、富くじは1945年に戦時の財政収入のために始められた。

賭博は長い禁止規制にもかかわらず隠れてなされ、あるいはヤクザによる公然賭博開帳までなされ、それを取り締まる警察との「斗い」が続いてきた。しかし、ヨーロッパ南欧を中心に一部の特殊別荘地での観光としてのカジノが近世に始められ、20世紀アメリカやマカオ等では他に産業立地が困難という理由で民営カジノまでが公認された。しかし、このカジノではマフィアをはじめ犯罪の巣ともなり、その斗いの歴史が規制の歴史であった。このため、政府側の視点で一定の犯罪的研究、法規制研究はなされたが、社会経済的研究や医学的研究、心理学を含む被害救済の見地からの研究を欠いていた。

２．社会経済学的検討はカジノの経済効果からはあったものの、今日でいう弊害の研究はほとんどなかった。アメリカにおいてはラスベガスから東海岸に商業カジノが拡がり、競馬、宝くじ、ドッグレースなどの競技ギャンブル、それも扱うレーストラックカジノ、さらにインディアンカジノは拡散拡大の一方であった。その民営賭博事業は観光を含む収益本位であり、その事業は建設、投資経済、雇用拡大というも、負の経済は顧慮されなかった。そのためギャンブルに批判的な良識ある社会経済学からの批判が起こったが、その研究には何の支援もデータ提供もなく、不都合な真実は隠されたのだった。

カジノ産業の拡がりによって1990年代後半よりギャンブル経済学の研究が一定進むが、その研究発表の場もその財源はカジノ産業に依存した。カジノ産業によって提供された研究には、研究者が意識する場合はもちろん意識しないまでもその判断・評価にバイアス（偏見）が発生した。

３．正しい研究にはこれらのバイアスを排除した資金提供、情報提供がなされなければならない。必要なのは、第一にギャンブル癖、ギャンブル依存、障害についての脳生理学までの研究、第二にギャンブルが発生拡大させる交通事故から大量飲酒、薬物使用、売買春との関係と社会政策、第三に地域環境、教育・文化環境被害と影響とその対策、第四にギャンブルに伴う犯罪や破局と被害の救済策、第五に導入による政府への税収効果（変化）と経済上の影響、第六に負の社会的経済的効果、コストの評価、第七に自己責任論と行動倫理、ギャンブルに伴う富の急変動がもたらす倫理の評価である。

しかし、カジノ等賭博の効用、プラス効果への研究はあっても、負の効果については研究が進まなかった。カジノ賛成のためにカジノ資本や観光資本は資金を出すも、その負の影響はそれを小さく限局化できる方向でしか資料と研究費を提供しない。これに対し、負の被害を受ける側はその研究資金も資料も提供できない。

第一に日本で最大のギャンブル依存症と負の影響をもたらしているのは、三店方式で脱法ギャンブルとなっているパチンコ･スロットである。年25兆円以上の売上、5兆円にも達する粗利益は2千万人以上という大衆市民から得ているが、そこで生まれる犯罪、自殺から様々な社会的悲劇は放置されている。

第二は、闇バカラなど犯罪賭博がある。検挙されるのはその一部に過ぎず、組織犯罪そのもので実態は隠されている。

第三は、公営競技である。その収益金は毎年発表されるも、それにより得られる地方公共団体の公益がどれだけ実現されたかは公表されない。ましてや市民から収奪する事業によって生まれた負の社会的効果・経済的効果は、定量的にはもとより定性的にも調査公表されていない。

第四は、宝くじやtotoなどである。これらは依存性が低いといわれるものの、ギャンブルの参加・普及の先導者で、収益増を目的とした射倖性の増大と無差別な宣伝普及の害がある。

そもそも犯罪として禁止する行為を経済的収益を目的に行うには、その負の影響が克服され償われて余りあることが証明されるべきである。しかし、負の影響を研究すればする程その事業の正当性が損なわれるので、負の調査研究は避けられ、調査研究の内容は低く評価されるよう誘導されている。

今日の日本経済はカジノ経済、ギャンブル経済といわれる程、強者資本の収奪経済が濃い。カジノ産業の本質について負の一部は隠し、効果の一部は誇大にし、負の結果は客である消費者の自己責任として正当化することは許されない。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブルＫｅｙＷｏｒｄ

「ＥＬＳＩ」（Ethical , Legal , Social , Issues）

　本来、医学領域で提唱された概念で、医療行為を医学的側面だけでなく倫理、法的、社会的側面にも照らして考慮すべきという方法。臓器移植、出生前診断などにはＥＬＳＩが欠かせないという。

帚木蓬生氏は、ギャンブル、カジノ、病的ギャンブリングについてこのＥＬＳＩの視点を忘れてはならないという。カジノ推進派は経済効果と雇用創出をいうが、病的ギャンブリングへの警告と予防、環境整備を怠っていること、その上カジノができればより負の被害を増やすと警告する。

民営賭博と公営賭博

１．アメリカのラスベガスをはじめ各州のカジノは「公許」ではあるが民営カジノである。これに対し欧州のカジノのほとんどは「国営」「公営」カジノである。

　　世界的にみて完全に賭博を自由にしている国はなく、許可しているのもカジノは外国からの観光遊興客で成立している特殊な地区の特別な場所だけである。賭博禁止の法の枠を除外するには、例外とするその賭博開帳者や富くじ発売者が自由な民間営業では認められない。

　　ギャンブルの収益と経費の完全把握、ゲームの公正化とマネーローンダリングや脱税の防止、治安、依存症など客へのケアの確保、そして収益金使途の適正確保という点で、政府の公的支配・管理が必要なためでもある。

　　日本でも賭博の開帳、富くじ販売は政府・自治体ないしその統轄下の特殊法人にのみ認められている。日本のパチンコ・スロットは民間業者が行う「遊技業」で、すなわち金を賭けたギャンブルでなく、一定限度の賞品付きゲームという建前である。（パチスロは商品を裏で換金する三店方式で脱法しているが、警察と遊技業界（遊技店業者と遊技機メーカー等）の運用と癒着により摘発を免れているだけである。）

２．このように例外として賭博や富くじを「公認」するとしても、民営を認めるかどうかは法的に別の問題がある。賭博開帳を禁じ常習賭博や博徒の生まれることを禁じている法制度は、射倖心を利用して場を設営し人を集めることは賭博を習慣化させ、勤労や教育上の社会への弊害を生むということに注目しているのだ。戦前の大審院判例や昭和２５年の最高裁大法廷判決以来、日本の司法判断はその立場に立っている。

　　しかし、賭博やくじ（ロッテリー）を個人の趣味としての自由を認めてよいという考え方が２０世紀末以来主張されており、また、軽い単純賭博（個人間での娯楽としてのギャンブル）は処罰しないという国も多い。日本でも一時の娯楽としての賭博は処罰対象にならない。しかし、賭博場を開設したり常習賭博を自由にさせる国は限られる（というかほとんどない）。マカオやモナコのようなカジノを認める国・地域でも「公許」「公認」の条件がいる。

３．特別の条件が付されるとはしても賭博開帳（常習賭博に他ならないともいえる）を公認する国が多いのは何故か。またその理は何か。それは公許・公認の歴史がほぼ明らかにしている。

富くじ、競馬、競輪、競艇でも明らかなように、その第一は政府が財政困難時に特定目的の収入を確保するためである。特別な歴史をもつモナコ王国や香港、マカオのような植民地都市では通常の財政収入を得にくいところが観光客から収入を得ようとしてカジノは生まれた。

　　欧州ではモナコだけでなく18～19世紀から保養地・観光地で富裕層客の別荘地カジノや競馬等が生まれている。それは事実上特別階層の娯楽で一般民衆への勤労文化や教育文化を害するものではなかった。即ち、公認されたのは身分社会・階級社会の限定社会層の「遊び」だったのである。そこでは社会の秩序を乱すから賭博を禁止するとの考え方が及んでいなかったともいえる。

４．貴族や貧富の身分社会とそれを前提とする法社会を否定し、自由人権思想下の近現代において賭博が禁止されるのは何故か。それは賭博が一時のゲームで終わらず個人を依存症にしたり、勤労、教育、文化など健全な社会を損ね、反社会活動の誘因となるので、公共の福祉のため賭博の「自由」を制限するのだという理由になる。

　　そして、ヤミの賭博を節度（限定し、詐欺など不正のない）程度のものに限って公認するという政策判断がされた。

　　このように、公営賭博を認めるには伝統的な賭博禁止の保護法益を上回るものが求められる。しかし、それは日本の宝くじのように戦災復興のために政府・自治体への財政収入とする例外措置というものが多い。競輪等公営競技も昭和21～24年の特別法により生まれ、特定産業振興と自治体収入の方策であったことは明白である。（スポーツ振興くじ（toto等サッカーくじ）は平成12年の始まりであるが、スポーツ振興とスポーツ財源の確保志向との谷間で採択されたものであった。）

　　公営賭博・公営くじには、そこに定められた①主催者と取扱者、②内容、③手続、④範囲があり、それ以外の者は刑事的にも処罰されて規制される。例えば、競馬法違反の「呑み行為」や証票法違反の「宝くじ券」販売は、政府の公許・公認する以外の行為によってその収益行為「秩序ある賭博（？！）」を害する者への処罰による規制である。ここでの法益は実は射倖心の抑制でなく、それを利用した賭博開帳の政府独占とコントロールによる施行への妨害の抑止であるとまでいわれるようになった。

　　このような勤労等弊害を自認する一方で、賭博禁止の法益論より政府の定める「賭博秩序」を守るという考えを提唱する者も出ている。これは賭博を全面禁止しつつ一方で政府自らが公認賭博を広く認めるという矛盾する現代における率直な発想ともいえる。

５．しかし、限定した公設・公営賭博にも弊害はある。それは利権その他の不公正と官営事業の非効率、不経済である。賄賂や天下りなど癒着と不正である。近時、公営競技などの民間への包括的外部委託が拡がっているのは、お役所経営の非効力下の赤字を何とかしようというものだ。公営賭博の主催者はその弊害に目を向けず、収益を上げることだけを考えてきた。そして収益第一主義は民営賭博化をもたらしている。日本の公認賭博は正面から社会的弊害を考えていないし、マネロン、脱税、依存症など全く対策をとっていない。いずれも戦後の経済困窮期の公共財政収入の「補充」という下での収益思想のみで今も運営されている。　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｔ）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

日本のギャンブル事業の欠陥

　滝口直子大谷大学教授は「ギャンブル産業の害を最小化する責任」が果たされていない（というよりほとんでできていない？！）ことを主張され、「ギャンブル害の最小化政策を求める会」を結成し活動されている。その主張は被害者の現実に支援の手を伸ばされつつ、あまりにもひどい日本のギャンブル産業と公共政策（政府・自治体の施策）の欠陥に改善を求めるものだ。教授が発行されているパンフレットを要約する形で会の活動を紹介する。

１．子どもの未来をギャンブルに賭けることなかれ

　　まず渦中にある依存障害（disorder）にある人、家族、そして世の中がギャンブルに対する世の正しい理解をすること。

２．ギャンブル産業のギャンブルの害を最小化する責任

　　控えめな整理をされているが、ギャンブルは人を「はめ」、善悪の判断にも影響を及ぼすことから産業の側に依存防止責任を求める。ギャンブル産業は「問題ギャンブラー」からの収益が高いこと、パチンコ等のギャンブルの場とマシーンが人を「はめる」特徴を指摘する。

　　すなわち、ギャンブルの害を最小化どころか極大化している点を批判する。

３．ギャンブルで本人、家族、子どもへの害、貧困など弊害があるのにギャンブラーが回復の場に出て来ない。（被害者が救済を求めるまでの被害（借金苦）期間が長い。）

４．ギャンブル被害対策は予防が第一で、ギャンブラーの自己抑制には消費者保護の体制（情報開示、ギャンブルの金と時間の自己設定権、援助体制（資源）等へアクセスする権利の確保。

５．ギャンブル場の消費者保護対策の認証制を提唱する。（カナダでは、(1)企業の政策・方針、(2)自粛（立入禁止）、(3)広告・宣伝規制、(4)インフォームド･コンセント（十分に説明されたゲーム参加）、(5)問題あるギャンブラーへの支援、(6)金へのアクセス制限（貸金、ＡＴＭ設置禁止など）、(7)ギャンブル開催場とゲームの特徴のチェック、(8)従業員教育について専門家の第三者が審査基準を満たしているか認定する。）

６．問題ギャンブルの専門的治療訓練（ギャンブル産業からこれら機関や組織を進めることになる寄付禁止）など倫理条項

７．ギャンブル管理・監視委員会、研究機関、治療期間の独立性保証、利権腐敗の温床除去の最大限努力

　以上、いずれも日本では理解も制度保障もなく、現状は事業者側の収奪が放置されている。公認（黙認）ギャンブルは監督庁との利権癒着があり、収益をあげることのみが目的化され、これが世界最大の病癖（障害）を生み出している。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｙ）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

富くじオンブズ考　　　①　富くじと詐欺

１．賭博（博奕）と富くじは、人の射倖心を利用した「アウトロー」の世界であるが、実は賭けにみせた「詐欺」の世界でもある。特に賭博開帳、富くじ販売の側は必ず儲けるため、客に対して様々な工作をしている。映画で見るように賭博・富くじはイカサマや詐欺が常態している。

富くじは縁日の子ども相手の店が商品くじの一等は実は当たらないようにしている「子供騙し」から、コンピューターで高度化し今では大人の目をも誤魔化す錯覚を使っている。

２．まず、富くじの発売が完全に公正且つ抽籤が公正化というと、現実は主催者の「良心」に依拠している。「公正らしさ」は見せても完全な公正の証明はできていない。その一例を示すと宝くじはほとんどの客は番号を選べない。特に組番号01～100番は選べない。組違い6ケタ（100,000～199,999）も事実上選べない。例え全てを買ってもその段階で購入額の半分以上の損が確定する。ここに一つの落とし穴がある。

　　01～100組の1000万通りのくじを1ユニットとして「6億円」が当たると宣伝するくじは、その中の1枚を1等4億円とし、前後の番1億円を連続で当てた場合である。2等は別の組の別の番号で、例えば2本1000万円とする。ジャンボで144本6億円（前後賞ともで）が当たるというのは、144ユニット（14億4000万枚）のくじを販売できた場合の仮定である。1ユニットは1～100組の6桁数字の1000万本であり、その144ユニットが全て売れることなどほとんどない。発売者の計画に反して100ユニット止まり、しかもそのうち80％どまりということもある。

そして144ユニットのくじは、組と各番号を全国の誰でもが自由に選んで買えるようにはしていない。50ユニットを売場に廻しても売れ行きが悪ければ残券があるのに、さらに01～100組までの全番号ユニットを無作為に売場に廻すこともない。すなわち、売場はたまたま配券されたくじを売るだけで、売場は券の組も番号も客の希望に応じられないのである。

また、配付券の完売を全国に確認してから追加ユニットを売場に廻すという訳ではない。売ったのは01～50組が多く、51～100組は0ないし少なくなるケース、極端に言えば51組は10万通りあるが60組は5万通り、100組は0という売り方になることもある。すると下6桁は組に関わらず当せん確率としては平等でも、組指定の1等～2等は、抽選器は01～100の100本に1本の組番号を指定しても、発売が抑えられているため当せんは1000万本に1本でなくそれ以下であることが生じるのである。

01～100組の1ユニットも売れないということはないから誰か1～2等当せん者は出る。しかし、多くのユニット発売の「トリック」で1等当せんを宣伝するが、1～2等当せんは発売券の枚数に照らして少ないことが生じる。それはシステムとしての「詐欺」である。

３．では、同じ「富くじ」のスポーツ振興くじ（toto）はどうか。このtotoの主要収入はいわゆるＢＩＧであり、これはいわば機械が試合結果予想の番号を決めたくじを売り、実際の試合結果との当たり外れを照合するものである。

　　このtotoは1等（全試合的中）がでないこともある。その場合次回に一定当せん金を増やす「キャリーオーバー」というシステムがあるという。宝くじのロト6、ロト7でもキャリーオーバー制が導入されているが、次回のくじの1等に繰り越されるという射倖性を高めたものである。しかし、キャリーオーバーというも前回未配当金の全額が後の当せん金に加えられる訳ではない。その操作も「詐欺」である。

ＢＩＧは最高10億円、宝くじは8億円などと、まず一般には期待できない当せん金で客を釣るのも「欺し」だが、その機械選定も公正か疑問であり、その機械が公正に働いたことは客には判らない。結局売る側が「公正」と称して券を売り、客は信じるしかない「信仰くじ」である。

４．ところで、「スポーツ振興投票」というtotoの収益金は、本来全国民のスポーツ振興を通じた健康増進のために使うというのが「美名」だ。

しかし今回、国立競技場の建設問題でその資金として使われる巨額さが明るみとなったように、実際はとんでもない使われ方をしている。現状、totoは売上（発売額）が1000億円レベルである。このうち配当は45％450億円ほどだが、他に販売経費が必要で客から550億円を収奪しても収益金は400億円くらいである。

ところが現在、totoの毎年の売上の5％（約50億円）を競技場建設にまわすことが決められている。するとスポーツ選手養成への費用はその分減る。減る額も年間何十億となる。国立競技場2520億円プランに泣いて抗議したアスリートはこの辺りも判っていたのだ。しかし、年50億円を将来3000億円の競技場建設費にまわすと60年もかかる。そこで5％を10％にして毎年100億円をまわそうという案が出ている。

結局、国立競技場という箱モノを建設するためにtotoの売上が使われるのだ。それももし1000億円売って900億円から150億円の経費と45％配当450億円を引くと収益金は300億円となる。そのうちから選手養成費、国民スポーツに少しずつ廻しますというのだからこれも「詐欺」である。

②突 富 考

１．日本法制史の学者石井良助博士の『江戸時代漫筆』（昭和34年5月25日発行）に「突富のこと」という章がある。富くじのことを江戸時代は「突富」「富突」あるいは「富」と呼んだ。箱の中の木札を錐で突き刺して当せん者を定めたことに由来する。江戸時代初期、幕府は禁止していたが、享保年間に一部の古社寺の修復費用用として許可した。これを「御免富」というが、もぐり、闇の富もあり、これを「隠富」といった。「福引」「福富」「見徳」とも称された。江戸、京都、大阪に御免富が認められたが、江戸では谷中感応寺、湯島天神、目黒龍泉寺の「三富」が許されたという。代表的な三富は一枚1分、札数1000枚、一の富は100両だった。もっとも2万～3万の札を売った例や、当せん金が50～1000両のものもあったという。

　　　感応寺　命からがら　一分捨て　（富札を一分で買うも大勢詰めかけて大変だった）

　　　にっこりと　一人か二人に　富場出る　（1000人に1人2人は当たり、にっこりする訳）

　　　富札を引っ裂いてある首縊り　（富札に当たらず首をくくり死）

　　このように昔から富くじに狂奔する様は川柳のテーマだった。柄井川柳が博打の川柳を禁止したのは非合法な行為をテーマにして権力者の怒りに触れたり｢日常化｣するのは「笑い」にできないと考えたからだろう。しかし「富」は官許されており、ヤミの隠富も含めて川柳の句は多く生まれた。

２．では、今の富くじである「宝くじ」「toto」はどうか。実は欧米では富くじ購入を無差別に宣伝することは禁止･抑制されている。なのに日本では宣伝屋（電通､博報堂など）が様々なテレビなど子どももみるメディアを使い、五七調、七五調のリズムのコピーも使って富くじやtotoを買わせる。

　　例えば、ＢＩＧのＣＭは「まさか！でもありえる大当たり」、宝くじは「買わなけりゃ当たらぬ宝くじ」、ロト・totoは「今すぐに　キャリーオーバー発生中」と煽る。これをヒントに四苦（句）。

　　　千万に　たった一枚ありえます　　　（自分にはまさかで　他人にはありえます）

　　　当たらない　損する券に　苦分苦厘　（99.…％はハズレ）

　　　本当は　選択できない　選択くじ　　（組などetc）

　　　3000円　連番買いして　300円　　　（必ず2700円の損）

③富くじ関係カタカナ語解説

ハンディキャップ（handicap）

　勝負を公平で面白くするために、優者に負わせる負担、逆に弱者に与える有利は持ち点や条件をいうが、不利な条件、身体の障害の意味でも使われる。だが、その語源は「hand in cap」で帽子の中に手を入れて取る富くじとも言われる。競馬で賭け金を帽子に入れたことに由来するとも。

　しかし、実際の賭け事は賭博開帳者にハンディを負担させることはなく、賭場の客に損失の負担がなくなる条件設定はない。 “寺銭”や“詐欺”“ゴマカシ”しかない。ハンディキャップレースもそのハンディで成績、結果が逆転するまでの条件設定はないのである。

スクラッチ（scratch）

　「ひっかく」という語はscrat（傷をつける）とcratch（傷をつける）の混成語。この語のとおり、当たり番号をコインなどでひっかいて当せん落せんがわかり、窓口で換金できる即くじ方式の宝くじで使われる。しかし、従前はゴルフでハンディ０のこと、ハンディ０のゴルファーやハンディのない試合のことで、ボウリング競技でも使われる。なお、レコード盤を逆回転させたり、手でこすってノイズを出すことにも使われる。自転車のスクラッチレースはトラック2周の先着を争うもの。

ロト、ロッタリー（Lot , Lottery , Lotterie（独）, Loterie（仏））

　Lotはくじのこと、Lottoは5枚の数字カードを並べる遊び。Lotは製品の一単位、運命、分け前なども意味し、くじで分けるからくじ引きする意味になった。日本ではロトはくじのこと、ロッタリーはくじ引き、富（宝）くじ、そしてロットは今や宝くじの一種のナンバーくじと理解しておけば区別できる？！

ナンバー（Number）

　「数える」ことから数字、番号、記号は「No.」。ナンバーズゲーム（数字当てのくじ）は宝くじの一つ。宝くじ売場を連日の“賭博券”売場とするもの。なお、ナンバーズゲームには違法な数当て賭博もあり、例えば新聞公表の下3桁の番号を当てるものなど。欺瞞的に数字を持ち出し、自説を補強することは政治でもよく使われる。ナンバーで決める宝くじはそもそも詐欺のナンバーズゲームであろう。

妄言！？　――７.１３国会内カジノ推進派による

カジノフォーラムinＴＯＫＹＯでの谷岡一郎氏発言――

１．谷岡大商大学長は、ギャンブル依存症についてのＴＶ番組にカジノ賛成派として出演し、反対派に500万人の依存症患者がいてカジノができないとするとあなた達はどうするかという質問をしたという。以下は、谷岡氏の発言として伝えられるところについてコメントする。

谷岡氏：「するとカジノ反対派は『それはカジノと別問題であり、別の法制化で予算すべき』とした。これに対して『当たり前です。でもそれができる国ですか。今からギャンブルにかかわる省庁を巻き込んで拠出させる、治療しましょうという法案は10年じゃできません、20年かかる。その間あなた達はほっとくつもりですか』と追及した。そしたら反対派が『精神医学者を増やす』と言ったので、『何人増やしたら500万人を治療できますか。予算をどうするか』と尋ねるとまともに答えが返ってこなかった。」

コメント　谷岡氏は、親を継いで大商大学長になった人だが、こんな本末転倒の矛盾した追及で「勝った」と自慢している。ギャンブル依存症を放っておけないのは、カジノ反対派でなくその責任の第一にあるギャンブル推進派の業者、役人、御用学者であるはずだ。それをカジノ反対派が病人を生んだかのようにいい、また放置しているかのようにいうのは「盗人」の論理である。

２．谷岡氏：「私共もカジノだけが依存症の理由ではないことを知りつつも、やはり業界がある程度は負の側面、社会に対して責任があるとして対応していきましょう、相談ものりましょう、その上で社会全体で協力し予防していきましょう、536万人もいる、この上どうするんだという議論をしたがでてこない。」

　コメント　パチンコ、競馬、宝くじなど依存する問題について相談にのるが、これは社会全体の問題だとはぐらかす。原因者負担責任を考えない。支離滅裂である。

３．谷岡氏：「考えて下さい。日本は株だの先物取引だのみんなギャンブルの一種。そのリスクをとるだけの根性はあるか。根性がないと周りの国に追い越される。我々が幸せな社会を享受できるのは、いろんな人がリスクをとりチャレンジしてくれた結果だ。」

　コメント　経済的にはリスクヘッジの必要な取引とバクチを同一視して、ギャンブルを幸せな社会のシステムとしている。学長のレベルがこうであれば、どんな経済学教育をするのかと怖ろしい。

４．谷岡氏：「ギャンブル依存症は統計的に一時増える。ドメスティックバイオレンスのホットラインがあればその件数が増えるように。しかし今まで気づけなかった人がどこに相談すればいいかを知る。昔のＤＶの報告水準でよかったんですか、見て見ぬふりをする社会ではいけない。」

　コメント　統計上の水準は調査を深めれば上がるし、それへの対処はもとより必要。それをギャンブルとその許認可庁が放置していることがいけない。現状でも対応をとらないでカジノ反対派にその責任を転嫁するのは無学である。

５．谷岡氏：「地方にはカジノの適地不適地がある。アトランティックのカジノも金を得て住民は利益を得た。今うまくいかないといっても、それは40年の間に条件が変わったからで、これは世の中がアトランティックに追いついてきたと考える。日本は大都市圏が1時間以内にあり、有力な候補になる。」

　コメント　要するに、早い者勝ちでカジノをつくれば、後から追いつく者のない間は儲けられる、日本は一日観光資源が山程あるというのである。ミニカジノのパチンコ屋の12000店とまでいわなくても、1000地区以上の適地はあると言いたいかのようだ。東大阪市の大商大にカジノ学部を作りたいのだろうか。

コラム　　　　　　　　　　船上クルーズのカジノ

2015年7月16日朝日紙に英国船籍のクイーンメリーⅡ2016ワールドクルーズの広告が載った。関空から乗船、香港、ベトナム、タイ、シンガポールをめぐるもので日本人はシンガポールから関空に飛行機で帰国するという1人31.8万円～83.8万円までの船室を案内している。その船内にはカジノがある。英国船籍カジノで「外国」でのカジノだから日本人も御自由にという趣旨だ。この船上カジノは日本の旅行会社で客を募集。乗船から下船まで（このツアーでは10日間）カジノ三昧になれるというもの。

国定忠治の辞世

　1850年12月21日、国定忠治は上野国大戸村での刑となる。忠治は博徒でお上に逆らい続け、殺人、関所破りなど数々の罪を犯しているから、本名長岡忠次郎が1500人の観衆を前に磔を演じるまで大衆のハイライトを浴びた。

　この磔刑は浅草弾左衛門らによって左右の脇腹から肋骨を刺し貫き肩上に出すもので、忠治は14回の間、一槍ごとに目を見開き、目を閉じ、突き抜きを繰り返したと記録されている。そして忠治は、辞世の句を残していた。記録された日記は二つあり、

　見てはらく　なくして苦敷　世の中に　せましきものは　かけの諸勝負

　見ては乗　なして苦しむ　世の中に　せましきものは　かけの諸勝負

とあり、ほぼ同一である。どちらかの写し誤りだろうか。それとも厳密にいうと死後誰かが作った可能性もあるが、大博徒の国定忠治にしての句であろう。

賭博とカルタ

　万治（1658～1661）時代の仮名草子『浮世物語』に「博奕の事」という章がある。

　「何時の比よりか南蛮よりかるたと言へる物を渡し　一より十二に至り四組になして勝負を決す　今は迦烏（かう）・追重（おいちょ）といふことをして　人の前にまきわたす絵を　こなたより推して知る事　通力あるがごとくなる上手の鍛錬ある者　世に多くなりけるほどに　これに出合ひて立つ足もなくうち負けて一夜のうちに乞食になる人多し」

　　また、「博奕の異見の事」で「諸人の博奕をいましめんより　賽をつくることをとどめ　かるたをつくるを禁制し給えかし」とある。

　　「雍州府志」は48枚のカルタの解説を「畢意、博奕の戯なり」とある。

　　このようにカルタは博奕として禁制のものであった。

「適度に楽しむパチスロ」で「存分にお愉しみ下さい」

2015年2月からパチンコ・パチスロホールの全国組織である全日本遊技事業協同組合（全遊協　任意加入団体）は加盟店の広告紙に「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです」「のめり込みに注意しましょう」という広告文言を入れるようにした。

ところで、近畿のパチスロ大手１２３（延田興業）は奈良県内2店で「総台数1723台のパチンコ・スロットのスケールでお贈りする」「１２３で存分にお愉しみ下さい」と一回り大きな文字で折り込み広告している。

では、「適度に楽しむ」ことでパチンコ・パチスロで「存分にお愉しみ」はできるのか？　「適度」とは「ちょうどよい」「ほどよい」こと。「存分に」とは「思いのまま」「思い通り」のこと。だとすれば矛盾はないのだろうか。「ほどよい程度でパチンコ・パチスロを楽しむ」のと「思い通り」愉しむは同じことだろうか？　楽しむの楽は木の柄のある鈴に由来するガク・ラクの楽であり、愉しむの愉は心の安らぐことをいうとすれば同義である。適度は客観性をいい、存分は主観を中心に表しているといえる。いずれにせよパチスロ店の広告は客観的な適度より、思い存分にギャンブル（店の建前はゲーム遊技）をやってくださいというのである。

「責任あるギャンブル（Responsible Gambling）」

2002年にアメリカにＮＣＲＧ（National Center for Responsible Gaming）「責任あるゲームのための全国センター」ができた。ギャンブルはほとんどの人が健全に楽しめるエンターテイメントとし、ほんの一部の「脆弱な者」が依存症に陥ることを抑止することでギャンブルの健全性を維持できるという考えを「責任あるギャンブル（Responsible Gambling Ｒ･Ｇ）」という（カジノ界はResponsible Gaming）。この考えを米国ゲーミング協会（ＡＧＡ　1995年発足）が用いて、ギャンブル依存症と治療法への研究を財政的支援し（～2014年　2250万ドル）、「行動規範」「code of Conduct for Responsible Gaming」も明示した。この「行動規範」は業界側の客への相談対応レベルで、客側に「責任」を求める。欧州カジノ協会（ＥＣＡ）も同様である。Ｒ･Ｇは客に責任を転嫁する「危険」な言葉である。

ガンジーの

　ガンジーの箴言に「七つの社会的罪」（Seven Social Sins）の中に、「労働なき富」（Wealth without Work）と「道徳なき商業」（Commerce without Morality）がある。今のギャンブルやこれを商業化するパチスロからカジノまでのビジネスは、ガンジーのいう労働や道徳があるとは認めがたい。盗み、詐欺、賄賂はもちろん、人から奪った金も色は付いていないとの商業（取引）を許し、「良心なき快楽」（Pleasure without Conscience）を否定するのも「罪」である。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブル雑学　～ギャンブル（Gambling）の分類

　「賭け」のうちお金を伴うものが賭博（博奕）、そしてゲーム（Game）のうち金品を伴うものがギャンブルです。

１．賭博（ギャンブル）のゲーム道具による分類

（１）サイ（die,dice）　・・・　チョボ、丁半、大小etc

（２）カード・・・トランプ(ブラックジャック、ポーカー、バカラ)、花札(追丁、カブ、コイコイ)etc

（３）装置（ルーレット、キノ、大小）

（４）マシン（スロット、パチンコ）

（５）その他ゲーム道具（麻雀、将棋、チェスetc）

２．賭博（博打・博奕）と富くじ　（公認ギャンブル）

（１）日本の公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）からドッグレースまで

（２）宝くじ（ロト、ナンバーズ、スクラッチ…）、toto（BIG）、イタリアのトトカルチョなど

３．法規制上の分類

（１）賭博（①単純賭博、②常習賭博、③賭博開帳）　←　刑法上禁止、処罰対象

（２）富くじ（発売と取次）　　　　　　　　　　　　←　　　　　〃

（３）特別法により合法化されたもの（競馬法、競輪法、競艇法、小型自動車競走法、当せん金付証票法、スポーツ振興投票法）

４．賭博のゲームをする場所や賭け方法の分類

（１）競技場　（２）場外券（売場）　（３）電話投票　（４）オンライン（通信）　（５）カジノ

（６）投機取引、銀行、証券会社、商品取引会社と取引所

５．賭博（ギャンブル）とソーシャルギャンブル

　Speculationは投機と射幸を指します。ギャンブルは人の射幸心によるものです。株式取引、商品取引、先物取引も一定のルールの下、ソーシャルギャンブル「投機」として認められています。この一般のギャンブルとソーシャルギャンブルは、将来の一定予想をもとに結果次第で取引者にとって大きな損得が決まる点は同一です。

　　ソーシャルギャンブルは株式では配当への投資や相場の上下変動を見越した売り買いという投機「賭け」というものです。公正なギャンブルの結果はランダム（規則性のないもの）で勝ち負けを予測できないようにしていますが、ソーシャルギャンブルでは一定の投資資料、経済予測もあること、投機により一定時期の決済が求められ、プレイヤーを楽しませるための「ランダムな偶然性」は設定されていません。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

書籍紹介

１．『ＣＡＳＩＮＯＳ』　　ラルフ・テグマイヤー　（1993年　フランス　400ﾌﾗﾝｽﾌﾗﾝ）

　この本は古書店で入手。大型Ｂ4版256頁、カラー写真や昔の図絵もたっぷりで世界のカジノを紹介している。仏語能力不足のため残念ながら詳しい内容までは紹介できないが、目次を辞書を頼りに調べてみたところ、「人の賭博（遊び）」「黄金時代」「賭博の資本（企業）」「賭博の欺瞞」「賭博のルール」「カジノ場目録」「巻末辞（用語解説）」等からなる。

175頁までヨーロッパ中世から20世紀までの賭博が数多くの絵画や写真を引用して説明する。そこでは貴族らがルーレットやカード（バカラetc）等に興ずる有様が写真と文章で紹介されている。

このカジノが完全に企業となるのがラスベガスである。そこでは大衆カジノとなった。その他植民地の香港、サイゴン、マカオも紹介される。

カジノ場はドイツのバーデンバーデンやハンブルグ等10箇所、イギリスのロンドン、そしてアルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ブルガリア、エジプト、スペイン、アメリカ合衆国、フランス、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、マカオ、マレーシア、モロッコ、フィリピン、モナコ等々から船上カジノまで、とにかく世界中に拡がるカジノを写真で紹介する。また、ルーレットやブラックジャック、バカラのルールやカジノホテルも紹介。

即ち、カジノには欧州型（モナコ型）の上級ギャンブルゲーム遊び型のものと、ラスベガス・マカオ型の大衆・観光客遊興型があることが、その町の風景や歴史からして判る。大衆型のカジノといってももちろん外国人金持ち向けのＶＩＰカジノもある。

２．『新・観光立国論－モノづくり国家を超えて』　日本総研・寺島実郎

　（2015.6．25　ＮＨＫ出版　1836円）

　ほぼ同時期に同名「新観光立国論」でデービッド･アトキンソンという日本在住の長い人の出版があったが、こちらの寺島本は観光の中でカジノをより強調している。ただ何が何でもというスタイルでなくＩＲカジノも時・場所・条件に応じて考えるべきと詳しいお膳立てをしている。寺島氏は落ち着いた論客だが、多摩大学学長になったころ（2009年）からＩＲにカジノがあって良いというスタンスになり、カジノ派に右足を乗せている。

　日本総研はＩＲカジノをコンサルし、研究員に担当させるというところであり、ＩＲカジノはＯＫという立場になりつつあるようだ。しかし、ギャンブル依存やマネロンなど負の影響については研究も検証もなく、寺島氏の過去の実績や一般評価を落とすことになりそうだ。

　地域社会の衰退や貧困化への一対策というにしてもお粗末である。早速、阪南大学櫻田教授から寺島氏のいう日本の統合型リゾート経営は無理だという批判があがっている。

３．『ギャンブルと財政・経済』　アレックス・ラグナー著

　（1969年8月　全国競輪施行者協議会）

　原著は1966年出版の「The Economics of Gambling」で（株）ユニバーサル通信社訳。著者は「偽善をあばき、成人のギャンブルを行う自由を守り、ギャンブルが公共財政に貢献している事実を証明しようとしたものである」と述べるように、ギャンブル肯定論者である。

　第1章ではギャンブルの背景（近代ギャンブルの発生等）、第2章ではギャンブル論争の要点としてロッタリーと政治モラルからプレミアム債権、税金、公営について、第3章では外国のロッタリー、宗教、バランスシート、英国のギャンブル、収益と国家予算、フットボールプール、課税技術、公営ギャンブルの保護政策を述べる。

　ギャンブル論争では、氏はギャンブルの美化も中傷も否定する。ギャンブル事業者が事業を投資対象と呼ぶと嘘つきという。慈善事業への収益寄付も人気取りの技と切り捨てる。しかし、政治家は１０のギャンブル規制の中の関門をつくったという。それは①個人の利益を求めることは悪か、②ギャンブル事業の目的が社会的に価値のあるものであれば悪を浄化できるか、③合法化は、④付随的に人間を幸福にするか、⑤財政的収益は、⑥販売目的広告は、⑦賞金の価額、⑧貯蓄債権（プレミアム債権）は、⑨失業救済か、⑩国家予算における収益　である。

　なお、著書では日本の賭け事について「ギャンブルと宗教」で神道について述べている。「神道はギャンブルに関して言及していない唯一の大きな宗教である。神道は物欲の欠如を賞賛もしなければ物欲の存在を必要悪として認めもしない。・・・地方自治体のロッタリーは尊敬を集めている」と。

　英国のギャンブルは王室委員会の三度の調査で成人5人に4人は合法的ギャンブルを楽しんでいる。国民所得を100％とすると、酒類は5.0％、タバコは5.1％に対し、ギャンブルは2.3％の支出。1964年で、ギャンブルの総支出14億ポンド（1.4兆円）、1970年で23億ポンド（2.3兆円）という。

４．『賭け事に関する「英国王室委員会報告書」』　全国競輪施行者協議会　（1968年）

　この報告書は、1951年の第二次英国王室委員会によるもの。報告書は「国家は社会的に問題とならない限り、一般市民の楽しみを阻害してはならない。もし制限を必要とするならば、それに代わるものを準備すべき」として、賭け事を基本的に容認するものである。この報告は、ギャンブル自由論者の論拠の一つとなっており、「競輪」の協議会が訳書を出したのもその自らの事業を正当化するためだろう。

　なお、英国と日本は歴史、文化、行政事情も少なからぬ相異があるし、言語の相異も多い。報告書は「Royal Commission on Betting , Lotteries and Gaming」が原著名だが、ベッティングはおよそ競馬、ドッグレース、フットボールの賭け事、ゲーミングは日本の麻雀、パチンコ、トランプ、ダーツなどで、ロッタリーは「くじ引き」をいう。なお、賭け事にコンペティション（懸賞、クイズ）、ブックメーカー（ノミ屋、公認も）、トータリゼーター（配当金算出法）などの用語説明も付している。

報告は、審議経過等の序論、第1章／様々な賭け事の現行法、第2章／賭け事と国家経済、第3章／賭け事の実情、第4章／賭け事の社会的影響、第5章／賭け事立法の原則、第6章／場外ベッティング、第7章／プールベッティング、第8章／場内ベッティング、第9章／ロッタリーとコンペティション、第10章／ゲーミング、第11章／ベッティングの宣伝と予想屋、第12章／法廷と賭けの契約、第13章／勧告の大要、そして追補からなる。（追補は①委員会の証言者一覧、②統計資料、③フィリング氏提出の配当金算出法などがあるが、本書には②のみ）

報告はもちろん賭博を全く自由にして良いと勧告するのでなく、①法の統合、②ベッティング、③ロッタリー、コンペティションなど現行規制の承認と一部改善、③客に対して不平等や消費者保護を加えている。18才未満のベッティングや娯楽街への入場規制、ゲーミング1、プレイヤー1、料金5シリング（250円）まで、賞金は20ポンド（2万円）まで、場外券売場（場外ベッティング）の禁止などが続く。

英国は長年多数の法令で様々なギャンブルごとの規制が多く、統一した基準の下に統一化を求めているが、自由放任のギャンブルなど容認されておらず、消費者保護の視点での詐欺的なもの、高額化射倖心の刺激抑制などの規制は今も生きており、日本より細部までの規制がなお存している。

この報告は、今日私達のいうギャンブル依存症の弊害防止という視点では十分でない。しかし、賭け事への参加頻度、常習化の問題、限界度は認識されている。特に「賭け事業が私企業の手に委ねられている限りは搾取と欺瞞行為、そして賭け事に対する誘致行為を阻止することは不可能であろう」（116頁）という。日本の公営ギャンブルも私企業に委ねられており、王立委の指摘する事実は現に存するである。

日本ではこの報告書をギャンブルの自由を認める意見としてよく利用されるが、よく読めば賭け事好きな英国社会での数多い法規制の“山”に整理を求めた報告といえる。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

「公認」ギャンブル依存カルタ

あ　朝一にパチンコ店に並ぶのだ　当たりの台を選ぶが先と

い　いい台を導入したと宣伝す　金曜朝刊折込チラシ

う　け者といわりょと　今日も競輪に　昨日負けてもきっと勝つから

え　えらい人　ホトケ様でもなるという　のめり込みます　ギャンブル依存

お　大穴を狙ったけれどハズレたり　続けりゃ負けると　わかっていても

か　貸し玉というらし玉を積み上げん　金になるから打ちてしやまん

き　競艇と競馬競輪これ３Ｋ　公営でやる賭博開帳

く　釘でして　コンピューターでも調整す　詐欺ともいえるパチスロの裏

け　警察が認めてくれる賭けの場は　遊技で換金　名三店方式

こ　高利でも借りてやりたいボロ儲け　勝つと思ってやるのが病気

さ　サッカーのトトカルチョとは予想する　トトのビッグは機械におまかせ

し　借金を重ねてもなお止められぬ　勝てる気だけの返せる目算

す　スロット機　カジノの主流ゲームです　世界一多い　日本のＥＧＭ

せ　世界中カジノあります導入を！　既に万余の　パチスロカジノ

そ　ＳＯＧＳが３点あれば問題で　５点以上で病的賭博

た　宝くじ　一度当たればアディクション　当たらなくても買い続け

ち　智があれば判る筈とはいうけれど　止まれぬ気持ち　ドーパミン故

つ　ツキがくる　今度はきっと勝てる筈　そんな想いで賭けは止まらず

て　テラ銭を公共目的使います　庶民を欺す　公営賭博

と　取られても取られてもなお止められぬ　フィーバーをした　あの想いまた

な　なぜ多い　ギャンブル依存　日本では　簡易できる　近くのパチンコ

に　日本のギャンブル依存　推計で５３６万人　世界最大

ぬ　盗み金　欺した金も注ぎ込み　どのギャンブルも止めるとこなし

ね　狙われる　日本人の高齢者　海外企業　数兆かけて

の　納税をする人もない　ギャンブラー　勝ったら所得　思う人なし

は　パチンコを上場企業にできぬのは　隠れたバクチと判るから

ひ　火の車　なっても勝てば返せると　借金重ね　賭ける毎日

ふ　不可能とギャンブル止めぬ言い分は　どこまで本音か　言い訳か

へ　ヘッジとは親胴元の勝つしくみ　控除多けりゃ　子が早よ負ける

ほ　本命に賭け続ければ必敗と　大数法則　判っていても

ま　マルハンやダイナムに行く億の金　君は知らねば　金注ぎ込みし

み　認めない　賭博依存の本人を　立ち直らせる　病の自覚

む　昔から無職渡世のやる博奕　今は無職余生の貯えし金

め　メンタルのクリニック行く人はまだ　救いの道を　自ら開く

も　もし玉が景品だけで終わりなら　すぐにも止める　パチンコの客

や　薬酒　物質依存　ギャンブルは行動依存　ブロセス依存

い　依存とは　なければ困る対象に　ノム・ウツ・カウは三大嗜癖

ゆ　夢を売り　夢を買うのが何故悪い　賭けとくじしか視えない我は

え　えらい借金　何度もあって　叱られて　尻拭いされ　また繰り返す

よ　予防する　はじめ警告　教育し　病の者は立入規制

ら　ラスベガス　抜いたマカオの売上は　中国人のＶＩＰ客故

り　理解してもらい難きは　ギャンブルに依存したのは　自己責任と

る　ルールとは　賭博開帳　くじ売りが　必ず勝つという仕組み

れ　レジャーとて　スポーツ、ゲームいずれでも　金を賭ければ　病い始まる

ろ　ロトにトト　ビッグなクジにスクラッチ　カタカナクジで窓口賭博

わ　我が子でも熱死させます駐車場　親の頭も熱中症

ゐ　依存する環境なくせ　教育も　初期に発見　ケアーも開始

う　生み育て　増やしています射倖心　宝くじから公営競技

ゑ　ヱライコトなってしまった　でも勝って　穴を埋めれば　マアマアいいか

を　可笑しいと頭半分判っていても　つい引きずられ　賭けゆく狂気

ん　ん～とまあ　５３６万人　こんな病人どうして直す

**事務局だより**

１．宝くじ販売差止請求訴訟　　10月14日控訴しました。継続してご報告していきます。

２．奈良県営競輪問題　奈良県知事宛に要望書を提出しました。

２０１５年１０月１４日

奈良県知事　　荒　井　正　吾　　様

要　望　書

ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務局　　井　上　善　雄　（弁護士）

前略

　報道及び貴県の奈良県営競輪あり方検討委員会の審議によると、平成２４年度まで累積収支赤字を続けていた奈良競輪が平成２５，２６年度には改善がみられ、２６年度導入の「包括外部委託」による費用節減効果もあり、今後の売上努力により２７年度以降も単年度「黒字」も見込めることから競輪を継続する方針ということです。

　我が国では、第二次大戦直後の特別な経済事情と地方自治体収益の獲得を目的として各種公営事業が認められましたが、そのうち特に日本特有の競輪は、その本質は刑法上の賭博開帳、常習賭博に他ならないことから、私共は地方自治体の競輪継続に多大な疑問を持っています。

　全国各地の競輪に違わず奈良競輪においてもいわゆる客と売上の減少は明白で、その存続が危ぶまれるところであり、現に廃止した自治体も多くあります。

　競輪事業はただ黒字であれば（収益があれば）それでよいというものでなく、今日特に指摘されているギャンブル依存の防止、依存者への「治療」とケアが現在までに全くされていないことへの根本的反省及び再検討が必要です。

貴県はこの点について「検討委員会」への諮問さえなく、この弊害防止対策を示したことはありません。貴県は競輪問題は黒字であればそれでよいという「収益第一主義」であり、県民や客への弊害やギャンブル依存は無視されてきたのでした。

そもそも日本の憲法は、生存権、労働基本権、教育権を保障することによって、社会的弱者を保護し、他方、財産権、営業の自由などの経済活動を抑制して、国民の実質的平等を推進することを予定しています。ところが現実には、規制緩和により貧富の格差が年々拡大し、住民間の亀裂が増大しています。競輪による収入は、そのほとんどが貧困層からの収奪であり、その格差を更に拡大するものです。派遣労働、零細企業、季節労働などに従事している貧困層からさらに収奪することは、憲法の理念から見ても正当化されません。その対象が、ギャンブル依存症などの病人である場合は尚更です。その人々を保護すべき県が、その病状を悪化させることによって収益をあげることは、憲法を無視するものです。

　これでは、競輪を今後どうするのかという本来のあり方を真剣に検討したとはとても言えません。

　これまでの「検討委員会」での検討状況をみると車券売上向上にのみ注目し、新規顧客を狙ったガールズケイリンや観戦客のいないミッドナイト競輪、モーニング競輪、さらには電話投票、ネット販売、場外券売場など、売上すなわち賭博額本位の取組だけが強調され、努力目標にされています。そして、テレビ等で若者には露出度の多い女性タレントを起用し、高齢者には夢を追わせ「競輪人生を訴求」させようとしています。

　これでは競輪（自転車競技）は、自転車等の改良、輸出等、地方財政の「健全化」振興という昭和２３年当時の目的から大きく逸脱する一方です。

　よって、私共は貴県に対し次の点を要望します。

１．競輪のギャンブル（賭博）としての本質を深く認識し、税収でなく、競輪開催（賭博開帳そのもの）により県民、客から収益を得るということが、公益団体である県として収入を得る正当な方法かどうかについて検討した上で、特に県の財源を他に求めるなど財政構造を見直し、縮小・廃止が検討されること。

２．県が、本来は刑法で禁じられるギャンブルを自転車競技法の下で例外的に行うとしても、その運営や宣伝普及は、県民の健全な文化・伝統・教育に反しないかを検討されること。

　　特に、奈良は日本最初の政治共同体である「大和」が形成された土地であり、大和は日本の政治の原点です。その大和で、県が隠れ賭博である競輪に頼って県政を維持している事実は、県民からその矜持を失わせるに十分です。

３．県自体が公営賭博をしていることが、県民の賭博に対する規範意識を鈍化させ、脱法賭博のパチンコ・スロット店というミニカジノの県下への拡大・展開を容認していることに繋がっていないか再検討されること。

４．県が競輪の胴元として全体客から仮に２０～２５％の収益を得られたとしても、一方でそれにより、県民の家庭が崩壊し、近隣・友人との絆が途絶え地域から孤立した人々によるやり場のない不満がどれだけ蓄積されているかを考える必要があります。特に、番号制が施行されると、配偶者の所得その他の所得も統合されて把握され課税の対象となるので、ギャンブル依存症の人々の財源に破滅的影響を及ぼすおそれがあります。そしてそれが、放火、無謀運転、家庭崩壊、自殺などとして顕在化するおそれもあることを考えておく必要があります。

５．厚生労働省の２０１４年委託調査により、ギャンブル依存（症）者は国民の男性８.７％、女性１.８％、平均４.８％で計５３６万人いると報じられているところ、これを是正する責務を有する県の健康・衛生施策のなかでその是正のための具体的対策を示されること。

６．既に県下では長年ギャンブル依存に苦しむ本人とその家族、さらにその治療や問題解決にあたっているＮＰＯらが存在し、県としてそれらを支援するための具体的施策を示されること。

　これらの１～６の要望点は今や、国としても地方自治体としても無視・放置できないことであり、既に取組が始まっているところもあります。

本要望書を県のあり方検討委員会に対して（同委員会への公聴（パブリックコメント）の機会はないとされましたが）、要望書の一つとして提供されるとともに、県当局、県知事として真摯な対応をお願いします。

　以上、本要望書各点についてすみやかなる御回答をお願い申し上げます。

草々

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会